

有明海の再生のために、諫早湾潮受堤防排水門の開放を命じる

福岡高裁判決の完全履行等を求める会長声明

- 1 諫早湾潮受堤防の南北排水門の開放を命じた福岡高裁判決の履行期限、本年12月20日が迫っている。

福岡高裁判決は、南北排水門の開門までに、判決確定から3年間の猶予期間を置いたが、その趣旨は、猶予期間中に開門に必要な対策を国がとれるようにすることであった。ところが、その準備としては、長崎県の反対等を理由として、最近になって対策工事の準備が始まった状況であり、開門のために必要な対策工事はまったく進んでいない。

我が国は三権分立のもとの統治国家であるから、国は、開門を命じた福岡高裁判決を履行する義務を負っており、その前提として、本年12月20日までに諫早湾潮受堤防の南北排水門を開放するため、早急かつ真摯に、実効的な対策に取り組む義務も負っている。

- 2 有明海は、多種多様な生物相を有していたことから「宝の海」と呼ばれ、長崎県のみならず、佐賀県、福岡県、熊本県もその恵みに大いにあずかってきた。生態系の特異さ、豊かさは、世界的にみても類稀な貴重なものである。また、有明海は日本最大の干潟であるところ、昨今の研究によって干潟の浄化作用の重要性が明らかになってきており、今後ますます有明海の存在意義は大きなものになっていくのは明らかである。

そのような有明海の重要性に鑑みて、日本弁護士連合会は、これまで2度にわたる会長声明及び意見書等の発表により、排水門を開放して堤防内に海水を導入することを求めてきた。また、当会も、これまで3度にわたり、排水門の開放を求める会長声明を発表してきたものである。

3 有明海は、九州のみならず日本全体、ひいては世界の宝である。我々大人は、その宝を子々孫々にわたって受け継いでいかねばならない。

現在、有明海の環境の劇的な悪化が指摘されているところ、その原因を早急に、でき得る限り科学的に解明することは喫緊の課題であり、そのためには開門調査の実施が必要不可欠である。

福岡高裁判決は、開門調査期間として5年間の開門期間を命じている。5年間の間の開門調査が形式的なものとならぬよう、国は、いかなる調査方法が最も適切か検討し、多くの研究者の協力を得て多角的にデータを収集する必要がある。このようにすることで、有明海再生のために、開門調査を真に実りあるものとする必要がある。

4 以上のとおり、国は、福岡高裁開門判決を遵守するとともに、有明海再生のために真に実効的な開門調査を行うべきである。

2013（平成25）年11月6日

佐賀県弁護士会

会長 桑原貴洋